

10連休中の休日当番医を増やします

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）」の施行に伴う10連休中における医療提供体制については、地域の医療機関、市町村等が連携して対応することが求められています。

このため、本市では、市民に安心して連休を過ごしていただくことを最優先に考え、前橋市医師会の協力のもと、次のとおり休日当番医を大幅に増やします。

1 当番医数

通常の9診療所（小児1、内科3、外科2、婦人科1、耳鼻科1、眼科1）を次のとおり増やします。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 4月28日（日） | 10診療所（眼科1増） |
| (2) 4月29日（月） | 10診療所（外科1増） |
| (3) 4月30日（火） | 41診療所（小児科3増、内科16増、外科6増、婦人科3増、耳鼻科1増、眼科1増、皮膚科2） |
| (4) 5月1日（水） | 29診療所（小児科2増、内科10増、外科4増、婦人科2増、眼科1増、皮膚科1） |
| (5) 5月2日（木） | 32診療所（小児科1増、内科10増、外科8増、婦人科1眼科2増、皮膚科1） |
| (6) 5月3日（金） | 11診療所（内科2増） |
| (7) 5月4日（土） | 9診療所（増なし） |
| (8) 5月5日（日） | 10診療所（外科1増） |
| (9) 5月6日（月） | 10診療所（小児科1増） |

2 周知方法

広報まえばし4月15日号発行に伴い、別冊「休日当番医」（計4ページ）を発行しました。

担 当 保健総務課総務企画係
電 話 027-220-5781
内 線 84-2203